

令和5年度 全民連市区町村事業支援補助金要領

1 目的

日本全国には、祖先から受け継がれてきた地方独自の文化・民俗芸能が多数あります。これらは一度途絶えてしまうと復活させることが大変困難であることから、次世代へ保存・継承していくことが極めて重要です。

このことを踏まえ、私たち全民連は、大切な民俗芸能を後世に引き継ぐため、40年以上にわたり、市町村では唯一の連盟として保存振興に努めてきました。

本補助事業は、加盟自治体や、加盟自治体の所管する団体による、積極的な民俗芸能の保存活動または民俗芸能を活用した地域活性化事業を、ささやかではありますが、補助金を通じて奨励することを目的としています。

2 対象事業

民俗芸能の保存活動または民俗芸能を活用した地域活性化事業のうち、民俗芸能の継続や次世代への継承に資する事業活動。

3 申請者資格

(1) 全民連加盟の市区町村

(2) 全民連加盟の市区町村所管の民俗芸能・民俗文化財の団体または保存会

1 申請者あたり、1年度につき1件とします。(2)の場合は自治体からの推薦が必要です。

4 対象期間

令和5年4月から令和6年3月までに実施するもの。

5 事業対象にならないもの

民俗芸能の保存継承に関わらない事業、および営利を目的とする事業、営利に結びついている事業。

6 補助金額

1 市区町村または1団体につき、次のいずれかの額

(1) 120,000円

(2) 60,000円

(3) 30,000円

令和5年度予算では、合計450,000円を予定しています。それに満たなかった場合は、次年度への繰越金に充当します。

国や県等の補助金、その他団体の補助金等を受けていても申請は可能です。ただし、国や県等の補助金、その他団体の補助金が減額になる可能性がありますので、申請される際は、必ず国や県等にご確認ください。

7 申請方法

申請書受付期間 令和5年12月20日（水）まで

申請書式は全民連ホームページ (<http://www.zenminren.gr.jp>) からダウンロードし、必要書類を作成して、期日までに全民連事務局まで郵送してください。

記入スペースが足りない場合は、枠を調整するか、別途記入（自由書式）したものを添付してください。

※申請多数の場合、期限前に受付を終了する場合があります。

※予算に余裕があれば、期限後も申請を受け付けます。

8 補助金の決定

事務局にて要件を審査の上決定し、1月中旬までに回答します。

9 報告の義務

補助が決定した市区町村（又は団体）は、事業終了後、実施報告書（チラシ・パンフレット・活動の記録及び写真等を含む）を1か月以内に郵送してください。事務局で確認した後、補助金を指定の口座に入金します。

本補助金を受けて実施された事業は、活用事例として全民連だよりやホームページなどで発信させていただきます。

10 書類送付先・問合せ

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区役所教育委員会事務局 生涯学習課 文化財係内 全民連事務局

Eメール：ky-bunkazai@city.itabashi.tokyo.jp

電話：03-3579-2636

Q&A

1 「2 対象事業」は、具体的にどんなものが対象となりますか？

「広く住民などに民俗芸能を公開する事業」「民俗芸能の体験講座・ワークショップ」「学校での民俗芸能についての授業やクラブ活動の講師」「民俗芸能を題材とした講座・シンポジウム」など、民俗芸能の認知を広げ、継続や継承者育成が主な目的のもの。もしくは、継承者育成の気運を高めることが目的のもの。

いずれも、営利を目的としていないことが条件です。

2 「3 申請者資格(2) 全民連加盟の市区町村所管の民俗芸能・民俗文化財の団体または保存会」とありますが、どんな団体が対象ですか？

「2 対象事業」を自主的に行っている民俗芸能保存会及び団体。もしくは「2 対象事業」を主催し、民俗芸能保存会・団体等に事業を委託し、事業を行っている団体等です。